

## アクトワンリーガルレポート vol.52(18C18・2018/6/5)

〒104-0031 中央区京橋 2-6-16 エーナビル 5F (TEL:3566-0901/FAX:3566-0902)

弁護士法人アクトワン法律事務所 無断複製・転写を禁じます。

**テー マ** : 配偶者居住権（相続法改正要綱案の概要①）

### **相続法改正の動向**

- (1) 現行の相続法（民法 882 条以下）改正については、平成 27 年 4 月以降、法制審議会民法（相続関係）部会において審議が行われていたが、平成 30 年 1 月 13 日に要綱案が決定され法務大臣に答申された。今後のスケジュールは確定していないものの、ほぼこの要綱案に沿った改正がなされる可能性が大となっている。
- (2) 改正の概要としては、①配偶者居住権制度の新設、②遺産分割における配偶者の保護、③自筆証書遺言の要件の緩和、④預貯金の仮払制度の新設、などであるが、今回は、相続法改正の最大の目玉である配偶者居住権制度について概説する。

### **配偶者居住権制度の概要**

- (a) 従来、配偶者が相続発生時点における居住財産を確保するためには、当該建物を相続する必要があった。これに対し、改正案においては、相続開始時において被相続人が居住していた建物に無償で居住していた配偶者に対し、固有の居住権を認める制度を新設した。この居住権は、短期と長期の 2 種があるが、いずれも法定の利用権であり、譲渡はできないことが明記されている。
- (b) まず、短期居住権は、相続開始後遺産分割協議成立まで、又は相続開始から 6 カ月経過まで配偶者に居住建物の無償使用権を認めるものであるが、当該建物が遺産分割協議の対象外となっている場合には、相続開始後 6 カ月を経過したときは、所有者は短期居住権消滅の申し入れをすることができる、とされている。
- (c) 長期居住権は、遺産分割協議、遺贈又は死因贈与などにより、配偶者が居住建物の居住権を取得したときに認められる法定利用権であり、配偶者が死亡するまで居住建物を無償使用することが認められる。

### **総 括**

以上の規律によれば、遺言などにより居住建物の所有権が配偶者以外の者（但し遺贈の場合は遺留分の対象となる場合があることに注意！）に帰属した場合は、短期居住権の保護が与えられ、遺産分割審判に至った場合には、裁判所が配偶者に長期居住権を分割することになると思われるので、長期居住権の保護が与えられるという結論になりそうである。この結果は、単に居住権の保護に留まらず、法的利用権である配偶者居住権そのものには流動性もなく経済的価値はないので、配偶者が居住建物を相続する場合に比して、遺産分割にあたって配偶者の相続分の増加を意味すると考えてよい。その意味でも、今般の相続法改正は配偶者保護の方向性を強く打ち出していると言ふことができる。

上記問題についての詳細のお問い合わせは当事務所までお願いいたします。

なお、アクトワンリーガルレポート vol.53 は、「相続法改正の概要②」(18C19)の予定(2018/7 発行予定)としております。以 上